

# 大学と損害保険 ⑳

## ～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

### 賠償事故と保険⑥（附属学校等での事故）

大学の中には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園を設置している大学があります。また、教職員の福利厚生の一環として保育所を設置している大学も増えてきています。これらの附属学校等での事故に対する保険の適用等はどうなるのでしょうか？

#### 附属学校等での事故と賠償責任

附属学校等における事故の場合でも、学校や教職員に賠償責任が発生する考え方は、今までご説明した内容と同じで、

- ① 施設の瑕疵による場合、
- ② 教職員の過失による場合、
- ③ 教職員の安全配慮義務違反による場合、
- ④ 学校の安全配慮義務違反による場合、となります。

そして、学校や教職員に賠償責任が発生すれば、施設賠償責任保険（国大協保険ではメニュー1 総合賠償責任保険）により補償されます。

附属学校等の場合、大学と違って注意しなければいけないのは、児童・生徒に対して求められる安全配慮義務の中身は、学齢が低くなればなるほど厳しいものになるということです。最近では、大学の学生の学力低下や人格面での子ども化が指摘されていますが、事故の危険に対する判断能力や回避行動については、大学生ともなれば相当程度は備わっていると考えられるわけで、それを前提とし安全について配慮、注意すればよいこととなります。ところが、学齢が低くなれば、そうした能力は未だ備わっていないと考えられ、学校・教職員としては、安全に対する十分な配慮、注意が必要となります。

#### 休み時間や放課後の事故

休み時間や放課後は、児童・生徒が自由に過ごす時間ですが、児童・生徒の安全に対する学校・教職員の配慮、注意義務が全く無くなることにはなりません。授業中の場合と比べ賠償責任が発生するケースは少ないと考えられますが、休み時間や放課後なので学校・教員には責任が無いと決めてしまうことなく、十分に検討して対応する必要があります。

#### 修学旅行・遠足中の事故

修学旅行や遠足は、学校の教育活動の一環として行われており、事故が起こった場合には、学校・教職員の安全に対する対応が問題となります。基本的には下見を行い、危険な場所等をチェックし、実施に当たっては児童・生徒に注意、指導を行い、監視を行うといった対応がとられていなければ学校・教職員に賠償責任が発生することが考えられます。

交通機関や借上げバスの事故の場合には、特別な事情が無い限り、学校・教員には賠償責任は発生しないものと思われれます。

## 児童・生徒間の事故

学校等の現場では、児童・生徒間で、①偶発的な事故、②不注意による事故、③悪ふざけや喧嘩による事故、も起こります。このような場合、②③については基本的には加害児童・生徒又はその親が賠償責任を負う事になります。

ただし、状況によっては、学校・教員の監督責任が問われるケースも考えられます。特に児童・生徒に責任能力が無い場合（概ね12歳程度未満）には、学校・教員の代理監督者責任が問われることも考えられます。

## 災害共済給付制度

学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病、障害又は死亡に対して給付を行う制度として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度があります。

この制度は、運営に要する経費を、国、学校設置者、保護者の三者が負担する互助共済制度です。

対象となる学校は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所で、国立、公立、私立を問いません。

学校管理下とは、授業（保育）中、特別活動中、課外活動中、休み時間、放課後、通常の経路による登下校、寄宿舎内等です。

給付の種類には以下のものがあります。

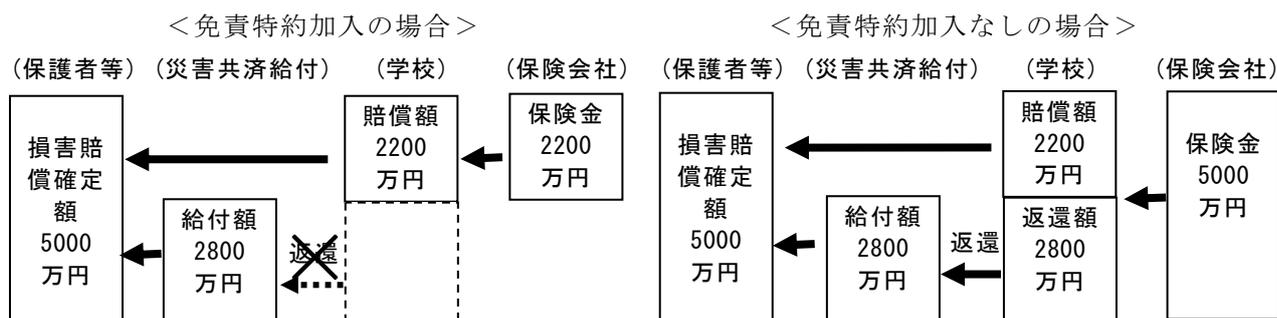
- 医療費 : 医療保険診療費用額の4/10
  - 障害見舞金 : 3,770万円～82万円（通学中 1,885万円～41万円）
  - 死亡見舞金 : 2,800万円（通学中 1,400万円）
- ※運動等と関連ない突然死の場合は1,400万円

## 災害共済給付と損害賠償

災害共済給付は、学校管理下の災害を幅広く補償していますが、その中には学校に賠償責任が発生する事故も含まれます。そのような場合、被害者救済の観点から災害共済給付が先行して行われ、賠償金額確定後、学校は給付済みの金額を差し引いて損害賠償を行い、災害共済給付の額をセンターに返還することになります。学校が免責特約に加入していれば、この返還を免除されます。

学校に賠償責任が発生する事故については、大学が加入する施設賠償責任保険（国大協保険ではメニュー1総合賠償責任保険）から保険金が支払われます。

	学校管理下		学校管理下外
	賠償責任あり	賠償責任なし	
災害共済給付	○	○	×
賠償責任保険	○	×	×



※ 上記の図は考え方のイメージを表したもので実際の支給の流れとは異なります。災害共済給付の詳細については、日本スポーツ振興センターのホームページや冊子等でご確認ください。(http://www.naash.go.jp/kyosai/index.html)